3　入札者に求められる義務等
　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和７年３月31日午後４時までに、４⑴に示す場所に提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒162―8668 東京都新宿区若松町19―１総務省第二庁舎　総務省統計局総務課支出負担行為係　電話03―5273―1122
　E-Mail　g-futankoui@soumu.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）ＨＰの「調達情報確認」から該当案件にアクセスし入手すること。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和７年２月14日午後４時　総務省第二庁舎１階105号室
　入札説明会に参加しようとする者は、説明会前日までに上記４⑴へ入札説明会参加の旨をメールで連絡すること。
⑷　入札書等の受領期限　令和７年３月31日午後４時迄
⑸　開札の日時及び場所　令和７年４月21日午後２時　総務省第二庁舎１階105号室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　総合評価落札方式を行うので、入札金額を記載した入札書及び提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : IWASA Tetsuya, Director General, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications.
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Provision of system infrastructure for the 4th Retail Price Survey System 1 set.
⑷　Contract period : As the specification.
⑸　Delivery place : As the specification.
⑹　Language and currency which tender shall use in tendering procedures : Japanese and Japanese currency.
⑺　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③satisfy the Grade A or Grade B qualification that is “Information processing” or “Software development” on “offer of services etc” in the Kanto・Koushinetsu district. These qualifications are specified in tender by Ministry of Internal Affairs and Communications (single qualification for every ministry and agency), in the fiscal years 2022, 2023 and 2024. ④have the qualification according to the Article 73 of the Cabinet Order.
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 P.M. 31 March, 2025.
⑼　Contact point for the notice : Contract Unit, General Affairs Division, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, 19―1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162―8668 Japan TEL 03―5273―1122.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年２月５日
支出負担行為担当官
札幌法務局長　中村　　誠
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　01
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び予定数量　和紙公図の証明書発行等に関する事務処理用印刷装置に係る消耗品（日本電気株式会社製トナーカートリッジ等）の供給　一式（単価契約）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　契約期間　契約締結の日から令和８年３月31日まで
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入札方法　入札は、予定数量に単価を乗じた総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてＡ若しくはＢの等級に格付された資格を有する者又は同「物品の販売」においてＣの等級の格付された資格を有する者であって、この公告の販売案件と同等以上の契約実績を有することを証明することができる者であること。
　上記資格の申請の時期及び場所は、全省庁統一資格審査申請の方法による。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
　〒060―0808 札幌市北区北８条西２丁目１―１　札幌法務局会計課　高関　翔次　電話011―709―2311　内線2125
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所及び電子調達システムにて公告日より交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　実施しない。
⑷　入札書の受領期限　令和７年３月27日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和７年３月28日９時00分　札幌第１合同庁舎３階　札幌法務局会議室及び電子調達システム
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金の納付　免除
　なお、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に、令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを条件とする。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す履行証明書を作成し、提出期限までに提出すること。提出された履行証明書を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した作業を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。
　なお、提出した履行証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。